

氏名(本籍)	たんじ さちこ 丹治 祥子 (福島県)
学位の種類	博士(情報科学)
学位記番号	情博第203号
学位授与年月日	平成13年9月13日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科, 専攻	東北大学大学院情報科学研究科(博士課程)人間社会情報科学専攻
学位論文の題目	農家女性における農業労働と家族内役割分担 —宮城県遠田郡田尻町の事例—
論文審査員	(主査) 東北大学大学院教授 添谷 育志 東北大学大学院教授 阿部 四郎 東北大学大学院助教授 小林 一穂 東北大学大学院助教授 徳川 直人 東北大学大学院助教授 永井 彰(文学研究科)

論文内容要旨

1. はじめに

今日、わが国の農業就業人口のほぼ6割が女性であり、農家女性は農業の重要な担い手となりつつあるとともに、個々の農家経営に果たす役割も従来に比べて明らかに増大している。とりわけ、農村と都市の地域間産直の中心の担い手は、いまや女性である。近年、制定された男女共同参画基本法の理念に沿って農林水産省でも、女性農業者経営参画事業の計画策定や、農家女性が農業労働を主体的に担いながら同時に子どもを産み育てやすい環境整備を推進しようとしている。

しかし、一見したところ農家女性にとって有利と見られるこうした時代状況のなかにあっても、「農業労働を主体的に担いながら」、「子どもを産み育てる」という二重の役割を具体的にどのように調整しながら農家の存続をはかっていくかは、依然として個々の農家女性に課せられた重い課題であることに変わりはない。

本稿は、農業労働と家事労働との結節点に位置する農家女性がどのような経緯で、どのような時期に、どのような種類の産直活動に関わるようになったかについて、31戸55名から綿密な聞き取り調査を行った。ここでは同一世帯に属する2世代、3世代の農家女性から聞き取りを実施している。

対象農家を分析するにあたり、日本農業のあり方を規定する社会・歴史的諸要因と個々の農家と農家女性個人の三者を相互に関連づけて分析する手法として、ライフコース分析と家族周期論を相互補完的に用いている。というのは、同じコーホートに属していても、それぞれの農家女性が一員として生活を営む農家のあり方に応じて、そしてその家族内地位の違いによって、同一の外的要因が彼女たちに及ぼす影響は異なってくる。この点で、家族周期論に着目したい。かつてライフコース分析によってその難点が指摘された家族周期論は、こうした家族内地位の時間的変化を重視するアプローチであるからである。そのため、本稿では農家家族の変動に接近するために、外部要因の規定性を重視するライフコース分析的発想を採用しながらも、外部要因を受容する側の事情の一端を明らかにする家族周期論的発想を併用する。

2. 調査対象の概況

【田尻町の概況】田尻町は仙台市から北へ50km、県北の中心都市である古川市の東に隣接し、町のほぼ中心を仙台市と田尻町を約1時間で結ぶ東北本線が走っている。田尻町の人口は減少の一途を辿っており、1995(平成7)年には13,936人、総戸数3,341戸となった。1995(平成7)年の農家人口は9,577人、農家数1,938戸で、1975年(昭和50)頃をピークに、急激に減少してきており、総人口、総世帯数に占める農家人口、農家世帯数の割合も減少を続けている。とはいえ、総人口に占める農家人口は1995(平成7)年で69%、総戸数に占める総農家数の割合は58%と、依然として半数以上が農家である。農家数を専・兼業別でみると、1995(平成7)年の段階では、総農家1,938戸に対して、専業農家202戸(10.4%)、兼業農家1,736戸(89.6%)となっている。

【田尻町産直委員会】稲作減反が強化されはじめたところに、1980(昭和55)年の作況指数87という以後3年にわたる未曾有の冷害が襲い、さらに畜産価格の低迷も重なった。こうした状況の中でもっとも経営のダメージを受けたのが、米単作専業的農家であった。この苦境を脱するべく一部の農家は有畜複合経営に切り替えることになる。さらにその中から6名が稲作を中心としながら、トウモロコシを生産するようになった。1980(昭和55)年に6名で始めたトウモロコシの出荷は、1983(昭和58)年に、59戸からなる「田尻町産直委員会」を結成するまでに会員数を増やし、50品目以上にものぼる多品種少量生産を行い、年間を通して野菜を出荷するようになった。また、稲作を主軸としながら養豚に取り組んでいた農家も1988(昭和63)年には、田尻町産直の畜産部会として加わった。この畜産部会は、1992(平成4)年、従来の品種であったランドレースから黒豚を飼育するようになったため、黒豚部会と名称を変えている。

【調査対象者】2000（平成12）年3月の時点で田尻町産直に所属している農家は160戸ある。この田尻町産直は、米、野菜、黒豚の3部会から構成されており、米産直に所属している農家は125戸、野菜部会に所属している農家は65戸、黒豚部会に所属している農家は15戸である。これらの部会への所属は単独もしくは重複している。調査対象の農家は、それぞれの部会において代表的と思われる農家を米、野菜、黒豚の各部会長と相談しつつ任意に、それぞれ10戸19名、9戸14名、12戸22名、合計31戸55名を選出した¹。対象農家の所属部会は米部会のみ所属している5戸、黒豚のみ所属している1戸、米と野菜部会に所属している14戸、米と黒豚部会に所属している9戸、米、野菜、黒豚に所属している2戸である。対象農家の家族構成は一世代夫婦家族が2戸、二世代夫婦家族が22戸、三世代夫婦家族が7戸である。

3. 分析

分析枠組の設定にさいしては、以下の3点に注意する。(1) 外部要因、すなわち歴史的社会的要因が家族に対して与える影響を把握しうること、(2) あくまでも「農家家族」の変化を説明対象とするが、家族にアプローチするためにこそ、農家女性個人に焦点をあて、外部的要因がいかに個人のライフコースに影響を与えているのかを把握すること、(3) そうした個人は、あくまでも家族関係のなかでの地位や役割の担い手としての個人という側面を有しており、家族関係の中で個人を捉えること。これらの点をふまえて、より具体的には、次の2点に留意した分析枠組を考える。まず第1に、本稿では、考察の対象とする時間的スパンを1955（昭和30）年以降としている。第2に、農家の家族周期を〔出産・育児期〕、〔育児解放期〕の2段階で捉える。以上のことに留意して、対象農家を〔出産・育児期〕と〔育児解放期〕という家族周期段階の観点および対象農家をとりまく田尻町の農業事情の変化の観点という2つの観点から整理するとA-1からB-2までの5つに分類される。これらを田尻町の農業情勢に即して家族の就労形態と産直参加部会、出産・育児期の回数と担い手をみてみると表1のようになる。

表1 家族の就労形態と産直参加部会、出産・育児期のタイミングとその担い手

	1回目	2回目	2000(平成12)年 家族構成	①・②の就労形態	産直参加部会 (農家番号)	1回目	2回目
	出産・育児期のタイミング	出産・育児期のタイミング				出産・育児期の担い手 ①: 姑、②: 嫁 ※4	出産・育児期の担い手 ①: 姑、②: 嫁 ※4
A-1	編作機械化以前 (1955(昭和30)年~1969 (昭和44)年まで)	—	親夫婦+未婚子	①は結婚後、自家農業に従事し、昭和50年代後半に野菜産直へ参加 ②は結婚時に就いていた農外就労を産直・育児期以降も継続※1	米+野菜(1, 2, 3)	①: 孫育児 ①: 孫育りに従事	—
A-2a	編作機械化以前 (1955(昭和30)年~1969 (昭和44)年まで)	減反強化・産直開始期 (1961(昭和36)年~1969 (昭和43)年)	親夫婦+子夫婦	①は結婚後、自家農業に従事し、昭和50年代後半に米産直へ参加 ②は結婚時に就いていた農外就労を産直・育児期以降も継続※1	米(4, 5, 6, 7) 米+豚(8, 9)	①: 孫育児 ①: 孫育りに従事	①: 孫育児(②は農外就労)
A-2b	編作機械化以前 (1955(昭和30)年~1969 (昭和44)年まで)	産直安定期 (1969(平成元)年~1983 (平成5)年まで)	親夫婦+子夫婦	①は結婚後、自家農業に従事し、昭和50年代後半に野菜産直へ参加 ②は出産・育児を機に農外就労をやめ、育児に手がからなくなったら産直へ参加	米+野菜(10, 11, 12, 13) ※3 米+豚(14)	①: 孫育児 ①: 孫育りに従事	②
B-1	編作機械化 (1970(昭和45)年~1980 (昭和55)年)	—	親夫婦+未婚子	①は結婚・出産を機に農外就労をやめ、自家農業に従事し、昭和50年代後半に野菜または豚産直へ参加 ②は結婚時に継続していた農外就労を継続※2	米+野菜(15, 16, 17, 18, 19, 20) 米+豚(22, 23, 25) 豚(21) 豚(24)	野菜産直を行っている場合: ① 農外就労している場合: ① 農外就労している場合: ①	—
B-2	編作機械化 (1970(昭和45)年~1980 (昭和55)年)	農産物輸入自由化期 (1984(平成6)年以降)	親夫婦+子夫婦	①は結婚・出産を機に農外就労をやめ、自家農業に従事し、昭和50年代後半から野菜、もしくは豚産直へ参加 ②は結婚時に継続していた農外就労を継続※2	米+野菜(26) 米+豚(27, 28, 29) 米+豚+野菜(30, 31)	野菜産直を行っている場合: ① 農外就労している場合: ①	①: 孫育児(②は農外就労を継続)

注※1: A-2aで米・豚部会に属する②(8-9)は結婚・出産・育児を機に農外就労へ従事
 ※2: B-2の②(28-31)は結婚・出産・育児を機に農外就労をやめている。この2人はいずれも継続農外就労である。
 ※3: A-2bで米・野菜部会に属する②(13)は平成5年に結婚し、平成6年から産直・育児期に入る。②は結婚時に継続していた農外就労を継続

※4: 1回目の出産・育児期において、①の義母(婿取りの場合には実母)を①と表記する。従って、各出産育児期と女性対の家族内地位の関係は以下の通り

	1回目の ①	2回目の ②
①	出産・育児期 姑	出産・育児期 大姑
②	出産・育児期 嫁	出産・育児期 姑

※5: B-2の②(28-31)が該当。

表記上の注意をおこなっておく。いずれの対象農家も1955（昭和30）年から1980（昭和55）年のあいだに産直・育児期を経過している。これが本文で述べる1回目の産直・育児期である。以下、この1回目の産直・育児期において家族内地位が「姑」の女性を①、「嫁」の女性を②と表記する。したがって1回目の産直・育児期においては、①が子の母である。対象農家の中には昭和55年以降に2回目の産直・育児期を経過しているケースが存在する（A-2a, A-2b, B-2）。これら農家の2回目の産直・育児期において家族内地位が「嫁」の女性を②と表記する。2回目の産直・育児期では、子の母は②である。そうしてみると産直・育児期を2回経過した農家の場合、①の家族内地位は、1回目の産直・育児期においては「姑」2回目のそれでは「大姑」、②の家族内地位は1回目の産直・育児期において「嫁」2回目のそれでは「姑」という具合に変化する。

¹米部会の選出は、田尻町産直において、典型的と思われる農業経営状況にある農家を産直委員長と協力して選出し、野菜部会では、田尻町産直の経過とそれに所属する農家家族との関連にも着目するため、産直発足のリーダーがいた通木地区を選出した。黒豚部会では全15戸に調査依頼したが、そのうち3戸が家庭の事情により調査協力を得られなかったため、残り12戸を選出した。

では、このA-1からB-2について説明しよう。この枠組によって対象の農家ならびに農家女性を分析してみると、本稿での分類でいうA-1についてはいえば、f1(嫁世代)は、1955(昭和30)年から1969(昭和44)年までの「稲作機械化以前期」に出産・育児期を経過したがゆえに、子どもを姑に任せて自家農業へ従事し、その後、産直に取り組んで生活を支えるようになったのである。

A-2aも、1回目の出産・育児期をA-1同様の時期、つまり「稲作機械化以前期」に経過している。そのため、このf1も子どもを姑に預けて自家農業へ従事したのである。その後、2回目の出産・育児期を1981(昭和56)年から1988(昭和63)年までの「減反強化・産直開始期」に経過している。このような時期に出産・育児期を経過しているために、f2は子どもを姑に任せ、農外就労に従事したのである。また、f2が農外就労へ従事したため、f1は孫育児を担わざるをえなくなったことにより、米のみの産直に参加するに留まり、野菜の産直に向かうことはなかった。

A-2bは1回目の出産・育児期を「稲作機械化以前期」、2回目を1989(平成元)年から1993(平成5)年までの「産直安定期」に経過している。「稲作機械化以前期」に経過したf1は、子どもを姑に任せて自家農業へ従事し、「産直安定期」に出産・育児期を経過したf2は、出産・育児期を契機に農外就労を辞め、家事労働と育児に専念し、その後、育児解放期になるとf1の従事している産直を手伝うようになっていった。ここに属する農家の産直参加部会は、米と野菜、もしくは米と黒豚の2部会である。

B-1は、1970(昭和45)年から1980(昭和55)年までの「稲作機械化期」に出産・育児期を経過しており、ここに属する農家の産直参加部会は米と野菜、米と黒豚、米のみ、もしくは黒豚のみである。これらの農家の産直の担い手、f1は、出産・育児期を機に農外就労を辞め、自家農業に従事し、昭和50年代後半から産直へ取り組むようになった。米と野菜の産直に参加している場合の出産・育児期の担い手は、f1本人であったが、米と黒豚の場合には、f0が担っていた。

B-2は、1回目の出産・育児期を1970(昭和45)年から1980(昭和55)年までの「稲作機械化期」に経過しており、2回目の出産・育児期を1994(平成6)年から2000(平成12)年までの「農産物輸入自由化期」に経過している。産直参加部会は米と野菜、米と黒豚、米と野菜と黒豚というように2部会以上に所属している。これらの農家のf1は、「稲作機械化期」に出産・育児期を経過しており、出産・育児期を機に農外就労を辞め、自家農業に従事している。しかし、どのような産直部会に所属しているかにより、育児の担い手が異なっている。例えば、米以外に野菜の産直に参加している場合、f1は子どもの育児を担っているが、米と黒豚、米と野菜と黒豚というように、黒豚部会に所属している場合には、f1は農作業に専念し、f0が孫育児を担ったのである。しかし、「農産物輸入自由化期」に出産・育児期を経過したf2は、結婚時に就いていた農外就労を継続している。そのため、f2はf1に子どもを預けて、仕事へ出かけているのである。

以上、家族周期と外部状況のタイミングという観点からみてみるなら、対象農家のそれぞれの農家経営および就労構造がそうしたタイミングと密接に関連していることが判明する。

これらのことを検討してみるなら、対象農家の個々の女性が農外就労を辞め自家農業に従事するか否かは、家族周期における出産・育児期のタイミングがいかなる農業事情ないし農業情勢のもとにあるのかと密接に関係しているといえよう。このことは、同時に、当該農家がどのような産直を営むか、つまりは農業経営のいかんにも直結している。

産直の種類と家族周期のタイミング

- 1)表1におけるA-1およびB-1に属する農家(2回目の出産・育児期を経過していない農家)の育児解放期は、田尻町において産直が開始される時期に合致している。つまり、これら農家の「嫁」f1は、子育てに手がつかなくなったちょうどその時に、産直が開始され、それに参加することになる。これらの農家は、野菜産直農家となっている。
- 2)また、2回目の出産・育児期が「産直安定期」に合致した農家では、f2が農外就労を辞め後に育児から解放されると、f1の跡を受けてf2自身が野菜産直をおこなっている。これら農家の農業経営の主要な柱が野菜産直である。
- 3)それに対し、2回目の出産・育児期が農業情勢に明るい展望が見いだせない時期(「減反強化、産直開始期」、「農産物輸入自由化期」)に経過している農家では、養豚農家を除いて、f2は農外就労を継続している。そのためf2の子の育児は姑であるf1の仕事となり、f1は野菜産直に手を伸ばすことができないでいる。これら農家では、米産直だけを農業経営の選択肢とし、つまりは、稲作+農外就労という農家経営のあり方になっている。

さらに、こうした家族周期と外部状況とのタイミングは、家族内役割分担にとって家事労働の担い手のあり方も大きく影響している。この点を育児の担い手に関してみてみよう。

1回目の出産・育児期のタイミングとf1の就労と育児

- 1)機械化以前の稲作作業の時期、つまり主として手労働でおこなわれていた時期(1969(昭和44)年以前)に結婚し出産・育児期を経たケースにおいて、「嫁」の地位にあったf1は、いずれも結婚後自家の稲作作業に従事していた。そしてf1の子の育児は、その子の母であるf1自身の手によってではなく、姑であるf0によっておこなわれていた。というも、嫁であるf1は、なによりも稲作作業の労働力として位置づけられていたからである。

2) これに対し、稲作作業が機械化された時期（昭和 1970（昭和 45）年から 1980（昭和 55）年）に結婚し出産・育児期を経過した場合、その時点での「嫁」f1 は、結婚および出産、育児を機に農外就労を辞め、自家農業に従事している。この点は、1) と同様であるが異なるのは、稲作農家において f1 の子の育児を母である f1 自身がおこなうようになる、という点である。これは稲作作業が機械化されたことにより、f1 の労働力が稲作作業においてかつてほど必要とされなくなったからである。とはいえ、養豚農家では手労働の占める割合が高いため、f1 の子供の育児は姑 f0 が担当し、f1 はおこなっていない。

2 回目の出産・育児期のタイミングと f2 の就労と育児

対象農家における 2 回目の出産・育児期がいかなる農業情勢のもとで経過したかによって、その時点における「嫁」の地位にある f2 の就労および育児のあり方は異なっている。

- 1) 稲作における減反が強化され、しかもまだ田尻町の産直が本格的に軌道に乗る前（昭和 56～昭和 63 年「減反強化、産直展開期」）に出産・育児期を経過したケースでは、その時点で「嫁」の地位にあった f2 は、結婚時に就いていた農外就労を継続する。そして f2 の子の育児は、姑である f1 がおこなっている。というのも、こうした農業情勢のゆえに農外就労の継続こそがもっとも確実な所得獲得の方策とみなされたからである。
- 2) 稲作減反は継続されているが田尻町の産直が次第に売り上げを伸ばし発展を続けていた時期（1989（平成元）年から 1993（平成 5）年までの「産直安定期」）に出産・育児期を経た農家では、f2 は出産育児を機に農外就労を辞め、自分の子供を自分で育児している。その後、育児に手がかからなくなったら野菜産直へ参加することになる。
- 3) 食管制度の廃止、本格的な農産物輸入自由化の時期（1994（平成 6）年から 2000（平成 12）年）までの「農産物輸入自由化期」に出産・育児期を経過した農家において、「嫁」f2 は基本的に結婚時の農外就労を継続している。f2 の子の育児は、姑である f1 が担当している。

以上の知見をまとめるなら、「誰が育児を担当するか」ということと家族周期のタイミングに関して、次のようにいえよう。

f1 と f2 それぞれの子の育児と農業事情、農業情勢

- 1) 稲作機械化以前の手労働の時代における育児は、基本的に、母である f1 がおこなうことはなく姑 f0 がおこなっている。これは f1 の労働力が稲作作業に不可欠だからである。
- 2) 同様に姑が育児を担当しているのが、2 回目の出産・育児期が農業情勢に明るい展望が見いだせない時期（「減反強化、産直開始期」、「農産物輸入自由化期」）に経過しているケースである。そこでは、子の母である f2 は農外労働を産出・育児期の間も継続し、姑である f1 が孫育児をおこなっている。
- 3) 母が自分の子供を自分で育児できたのは、まだ農業情勢が厳しくなく、かつ稲作作業機械化により省力化された時期（「稲作機械化期」）に出産・育児期を迎えたケース（f1 が自分の子を自分で育児）と、農産物自由化以前で田尻町の産直が急成長を遂げていた時期に出産・育児期のタイミングが合致した場合（f2 が自分の子を自分で育児）である。いずれも母である女性は農外就労を辞め、出産、育児をおこなったのち、育児解放期に産直の担い手となっている。このように家族周期とが外部状況のタイミングという観点からみても、対象農家のそれぞれの農家経営および就労構造がそうしたタイミングと密接に関連していることが判明する。

4. おわりに

以上のことを検討してみるなら、対象農家の個々の女性が農外就労を辞め自家農業に従事するか否かは、家族周期における出産・育児期のタイミングがいかなる農業事情ないし農業情勢のもとにあるのかと密接に関係しているといえよう。このことは、同時に、当該農家がどのような産直を営むか、つまりは農業経営のいかんにも直結しているだけでなく、1 回目の出産・育児期のタイミングと f1 の就労と育児、2 回目の出産・育児期のタイミングと f2 の就労と育児、f1 と f2 それぞれの子の育児と農業事情、農業情勢と密接に関連しているといえるだろう。

家族周期論的発想とライフコース論的発想を併用することにより、産直へ取り組む、という農家女性の「主体的」選択が、地域社会の変動過程と連動しつつ、女性があるときどきにおかれた家族内地位や役割分担によって、大きく規定されるということを明らかにしてきた。農家を取り巻く環境（とりわけ地域社会）の変化と家族周期とのタイミング、また特に出産・育児期のタイミングが、その農家がいかなる農業経営を営むかと密接に関連している。家族内部に目を向けてみても、家事の分担の変化、育児担当者の変化にも深く影響を与えている。

論文審査の結果の要旨

今日、わが国の農業就業人口のほぼ6割が女性であり、農家女性は農業の重要な担い手となりつつあるとともに、個々の農家経営に果たす役割も従来にくらべ明らかに増大している。とりわけ、農村と都市の地域間産直の中心的担い手は、いまや女性である。近年制定された男女共同参画基本法の理念に沿って、農林水産省でも、女性農業者経営参画事業の計画策定や、農家女性が農業労働を主体的に担いながら同時に子どもを産み育てやすい環境整備を推進しようとしている。

しかし、一見したところ農家女性にとって有利と見えるこうした時代状況のなかにあっても、「農業労働を主体的に担いながら」「子どもを産み育てる」という二重の役割を具体的にどう調整しながら農家の存続をはかっていくかは、依然として個々の農家女性に課せられた重い課題であることに変わりはない。

本論文は、農業労働と家事労働との結節点に位置する農家女性が、どのような経緯で、どのような時期に、どのような種類の産直活動に関わるようになったかについて、31世帯55人から綿密な聞き取り調査を行い、かつ従来の家族社会学の分析手法がもつ欠陥を補完する著者独自の手法を用いて分析した特長ある研究である。とくに、同一世帯に属する2世代の農家女性からの聞き取り調査は前例がなく、今後の研究に対して多くの貴重な知見を提供している。論文は全編6章より成る。

序文では、本論文に取り組むにあたっての筆者の動機、分析手法の独自性、論文全体の構成が簡潔に述べられている。

第1章では、従来の農村社会学および家族社会学による農家女性の位置づけに関する諸説と、農家女性の家族内地位の変化と農村家族の変容とに関する諸研究が批判的にレビューされている。それらをふまえて筆者は、日本農業のあり方を規定する経済・技術・社会・歴史的諸要因と個々の農家と農家女性個人の三者を相互に関連づけて分析しうる手法として、ライフコース分析と家族周期論を相互補完的に用いることを提案する。これは、従来の農村家族研究が陥った隘路を切り開く斬新なアイデアとして評価できる。

第2章では、調査対象地である田尻町の概況、農業変遷とくに産直活動の歴史的経緯、および調査対象者の属性が述べられている。

第3章は次章とともに本論文の中心部分を成すもので、第1章のアイデアを具体化した筆者独自の分析枠組みを提示している。筆者は、家族周期論の発想を援用しつつ出産・育児と育児からの解放を基準として家族周期の段階設定をおこない、かつ農家女性個人のライフコースを辿ることによって時代ごとの外部要因の影響を把握するというライフコース分析の発想を採用し、上記31世帯の農家を5つのタイプに分類する。すなわち、田尻町の農業情勢に即して、「稲作機械化以前期」（昭和35年～昭和44年）、「稲作機械化期」（昭和45年～昭和55年）、「減反強化・産直開始期」（昭和56年～昭和63年）、「産直安定期」（平成元年～平成5年）、「農産物輸入自由化期」（平成6年～平成12年）の5つの時期区分を設定し、それぞれの農家がこれらの時期のどこで出産・育児期を一度ないし二度経過しているか見ることによって5タイプを分類し、これらのタイプごとに農家女性の就業形態、産直への関与の仕方、育児への関与が異なる所以をきわめて説得的に説明している。

第4章では、上記5タイプに属する典型的な7ケースについて、個別農家の生活の細部に到る聞き取り調査結果が分析・記述される。それを通して筆者は、農家女性がさまざまな制約のなかで自己の主体的選択と「イエ」の存続とを両立させるためにとってきた戦略技法をあざやかに浮かび上がらせている。

第5章は、本論文の総括と今後の展望である。

以上要するに本論文は、農家女性の家族内地位の変化を世代間比較しつつ、ライフコース分析の発想と家族周期論の発想とを総合し、現代日本農村の家族変動を社会構造変動論の見地から把握したものであり、情報科学の発展に寄与するところが少なくない。

よって、本論文は博士（情報科学）の学位論文として合格と認める。